

告 示 第 7 6 9 号

令和 7 年 6 月 2 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市おくやみハンドブック作成業務に係る企画提案競技参加者の資格について（告示）

鹿児島市おくやみハンドブック作成業務に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を次のとおり定めたので告示します。

なお、この企画提案競技に参加する資格を得ようとする者は、下記要領により参加申込書一式を提出してください。

記

1 資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 納期の到来している市税（鹿児島市内に営業所等がないために本市への納税義務がない場合は、本市内の営業を担当する事務所が所在する市区町村の市区町村税）を完納していること。
- (3) 参加申込書提出の日において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 1 1 年 4 月 1 6 日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (5) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成 2 6 年 3 月 2 7 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定により更生手続開始の申立てがなされている法人又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定により再生手続開始の申立てがなされている法人でないこと。

- (8) 令和4年度以降に、他自治体において、広告募集業務を伴う死亡後の手続に関する手続案内書（おくやみハンドブック）の作成に関する業務を受託した実績があること。

2 申込要領

申込み手続等詳細については、別に定める「鹿児島市おくやみハンドブック作成業務に係る企画提案競技実施要領」及び「鹿児島市おくやみハンドブック作成業務仕様書」に基づき実施する。

(1) 受付期間

この告示の日から令和7年6月16日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後2時までを除く。）

(3) 提出書類

鹿児島市おくやみハンドブック作成業務に係る企画提案競技実施要領に定める書類

(4) 提出方法

直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(5) 提出先及び問い合わせ先

鹿児島市市民局市民文化部市民課窓口第一係（鹿児島市役所別館1階）

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

電話 099-216-1221

電子メール shimin-m1@city.kagoshima.lg.jp

3 その他

鹿児島市おくやみハンドブック作成業務に係る企画提案競技実施要領等の情報は、鹿児島市ホームページ（<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>）において、入手することができる。